

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
1	熊本県	川崎市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、平成28年6月26日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が令和3年4月23日付けで棄却処分(原処分)をしたため、請求人が、同年7月20日付けで原処分の取消を求める審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和32年に水俣市内から熊本県外に転出しており、メチル水銀ばく露の可能性が高い期間における居住期間は長いとまではいえず、同居家族に漁業従事者はおらず、水俣市在住時、毎日魚介類を摂取していたものの、父は会社員で、家族が農業も営んでいたこと、同居家族に公健法上の水俣病被認定者はいないこと等を総合考慮すると、水俣病を発症する程度の濃厚なメチル水銀に対するばく露があったとは認められない。</p> <p>請求人は、左被殻出血の後遺症による発語障害のため、神経内科の公的検診では、感覚障害の検査ができず、右片麻痺の後遺症もあるところ、後遺症を負った後に入院した病院で実施された感覚障害の検査では、後遺症のない左上下肢に触痛覚低下などの感覚障害はなく、その数年後に作成された申請時診断書に記載された左手、足の触痛覚低下は、熊本県外への転出から50年以上経過後に生じたと認められ、メチル水銀ばく露に起因するものではなく、手のジンジン感、しびれ感が強く感覚がわからない旨の自覚症状も水俣病の症候とはいえず、水俣病に起因する感覚障害は認められない。</p> <p>神経内科の公的検診では、右片麻痺のため、起立歩行を要する体幹運動失調の検査は不可能であったが、上下肢の協調運動の検査は麻痺のない左は異常なく、眼球運動にも異常なく、請求人につき、水俣病の症候としての小脳性運動失調は認められず、手の震え、つまづきやすい、指先の脱力との症状は、いずれも水俣病の症候とは認められず、水俣病の症候としての小脳性運動失調は認められない。</p> <p>眼科の公的検診では、求心性視野狭窄及び中枢性眼球運動障害は認められなかった。</p> <p>請求人は、耳の聞こえが悪く耳鳴りもする旨述べるが、公的検診(耳鼻咽喉科)の結果では、純音聴力は正常で、語音弁別検査も正常範囲内であり、聴覚疲労現象は陰性で、水俣病の症候としての中枢性聴力障害は認められない。</p> <p>公的検診(神経内科)において、右片麻痺のため、体幹運動(起立・歩行)失調についての検査は不可能であったが、公的検診(眼科)の眼球運動の検査で異常なく、公的検診(耳鼻咽喉科)において、眼振はなく、平衡障害野検査でも明らかな異常はなく、水俣病にみられる中枢性の平衡機能障害を疑わせる根拠はない。</p> <p>請求人は、めまいや立ちくらみを起こすことがある旨述べるが、請求人には水俣病の主要症候はなく、水俣病の症候とは考えられず、また、手足のからす曲がり、こむら返りは、水俣病による症候ではない。</p> <p>以上によれば、請求人が水俣病にかかっているとはいえず、原処分は相当である。</p>